

## 1 公益通報届出日 令和7年9月9日

### <通報内容>

呉市（海事歴史科学館学芸課）が委託事業者に発注している呉市海事歴史科学館展示リニューアル業務において、契約にない追加工事が予算や決裁の手続を経ずに開始された事実及び館長が市業務に介入し、工事停止や仕様変更の指示をした事実について、法令違反又は不当な事務処理にあたるおそれがある。

## 2 審査会報告日 令和7年10月30日

### <報告書意見>

地方自治法などの関係法令、呉市契約規則などの関係規則その他呉市における契約事務及び予算事務等について、本来必要となる手続を確認のうえで速やかに所要の措置を講じるべきである。

なお、市における意思決定は、条例や規則などで定められた手続に基づいて適正に行われることが必要であるところ、本件では、意思決定に関与する権限を持たない人の意見が過度に尊重され、結果として市の意思決定が歪んでしまっていることが明らかであり、今後同様のことが起きないように強く求める次第である。

## 3 市の調査結果と見解

### (1) 契約にない追加工事が予算や決裁の手続を経ずに開始された事実

指摘のあった展示ケースの仕様の変更については、委託事業者と契約した事項である呉市業務委託契約約款（以下「契約約款」という。）において、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者は「通知」を口頭で行うことができるとされており、当初、口頭で委託事業者に通知した。

しかし、契約約款では、発注者は、既に行った口頭での「通知」を書面に記載し7日以内に相手に交付するとされているにも関わらず、文書による委託事業者への通知の手続は行われていなかった。

また、予算に関することについては、契約約款第14条の規定により、委託料の変更は発注者と受注者とが協議して定め、委託料に変更が生じるときは、呉市予算及び決算規則に基づき、執行伺の変更や支出負担行為の変更を行い、変更契約を委託事業者と締結するものであるが、業務委託の期間中、相当数の追加業務が見込まれるなか、通報時点において直ちにこれらの手続が必要だったとはいえない。

### (2) 館長が市業務に介入し工事停止や仕様変更の指示をした事実

館長には、呉市から非常勤の特別職（以下「参与」という。）として、海事歴史科学館学芸部門の資料調査・収集、活動等に関する助言の業務を委嘱している。なお、「館長」は、指定管理者に配置され、指定管理者の職務として与えられているものである。

指摘のあった展示ケースの仕様の変更に当たっては、呉市の職員及び委託事業者により検討を行っていたが、検討過程において、参与からは、専門的な知識経験又は識見を有する者の立場として様々な発言があった。これらの発言に

については、参与が呉市の意思決定の権限を持っていないことから、海事歴史科学館学芸部門の活動等に関する発言は「助言」として理解されるものである。

一方で、その「助言」を受ける呉市は、呉市海事歴史科学館展示リニューアル業務について、意思決定の権限を有しているのであり、その判断に当たっては、一面的に見るのではなく、助言のみならず、様々な影響、問題等を考慮しながら意思決定を行うことが求められており、展示ケースの仕様についても、関係者と協議を重ね、最終的に呉市が意思決定を行ったものである。

これらのことから、館長はそもそも「工事停止や仕様変更の指示」をすることはできず、また、呉市の「参与」として、専門的な知識経験又は識見を有する者の立場から助言をすることしかできないのであるから、館長の「意見が過度に尊重され、結果として市の意思決定が歪んでしまっている」ということはできない。

#### 4 是正措置

##### ○展示ケースの仕様等の変更に係る契約変更に必要な手続

令和7年11月28日に、契約約款に基づき、仕様書の変更内容を書面に記載し委託事業者に交付し、委託事業者は令和7年12月18日に文書において請けることを承諾した。

なお、以降、適正な予算に係る手続が行われている。

令和7年12月18日に、「変更執行伺兼支出負担行為書（工事等）」を起案し、令和8年1月6日に副市長が決裁した。

令和8年1月6日に、発注者（呉市）と委託事業者の間で、「業務委託変更契約書」が締結され、呉市海事歴史科学館展示リニューアル製作業務について、令和6年7月29日に締結した業務委託契約を変更し、展示ケースほか追加業務について、委託料を増額した。

#### 5 再発防止

##### (1) 原因

委託業務を所管する課の職員に、委託事業者との契約について、十分な理解ができていなかった。

契約の履行について受注者に対して指示、承諾及び協議を行うべき発注者（呉市）は、契約について十分な認識を持ち、必要な事務手続を含めた仕様の変更スケジュールを考慮し、計画的に事務を進めるべきであった。

##### (2) 再発防止策

委託業務の遂行に当たっては、関係法令、条例規則、委託契約書等の根拠を確認しながら、根拠を明確にして事務を進める。

業務委託における仕様書等又は指示の変更の事務手続については、間違いやすい手続であることを常に意識して、業務内容が契約書の内容を遵守しているか丁寧に確認する。

作業工程の節目節目で定期的に現況を確認する。